

久喜市教育委員会令和6年1月定例会

開催月日 令和6年1月24日（水曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前11時56分

久喜市教育委員会令和6年1月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市議会令和5年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について
 - イ 久喜市議会令和5年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
 - ウ 久喜市の「休日の部活動」地域移行に係る基本方針について
 - エ 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について
 - オ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - カ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- 第 4 議事
 - 議案第 1号 令和6年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について
 - 議案第 2号 久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る意見聴取について
 - 議案第 3号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第 4号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第 5号 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱について
- 第 5 協議事項
 - ア 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）について
- 第 6 その他
次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告、協議事項

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
教育総務課長 甲 田 栄 二
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

説明のための招致者

総合政策部アセットマネジメント推進課主幹 藤 本 健

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、おはようございます。能登半島地震から3週間余りが経過をしましたが、いまだに避難を余儀なくされている方が大勢いらっしゃいます。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。一刻も早い復興、復旧を願っているところでございますけれども、学校施設も大きな被害を受け、再開に時間がかかる状況で、保護者の同意を得られた中学生は他市町に集団避難をしているという報道を聞いているところでございます。久喜市も被災をしました東日本大震災から間もなく13年となります。改めて防災・減災に取り組み、児童生徒に対する防災教育、さらには大きな災害発生時における学校の在り方等など、改めて考えさせられたところでございます。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年1月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告エからカにつきましては人事案件でありますことから、議案第1号につきましては審議・検討等情報でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告エからカ並びに議案第1号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和5年12月20日に開催いたしました令和5年12月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからカの6件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ア、久喜市議会令和5年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ア、久喜市議会令和5年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから17ページまでに、教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は、全体で25名おり、うち教育委員会に関する質問者は13名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から、小・中学校の修繕、点検等に関するものが5件、学校給食費の改定、軽減、無償化等に関するものが3件、性被害から子どもを守るための教育に関するものが1件、学校へのスマートロック導入に関するものが1件、小学校の校庭の水はけ改善に関するものが1件、教育委員会の委員選考の状況に関するものが1件、スクールバス駐輪場への屋根設置に関するものが1件、公共施設個別施設計画の新旧対照表に関するものが1件、久喜東小の外壁落下事故後の保護者対応に関するものが1件、学校給食における食物アレルギー対応に関するものが1件、教育現場の集金業務への電子決済導入に関するものが1件、教育現場での働き方改革に関するものが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの内容と、それらに対する答弁内容につきましてご説明申し上

げるべきところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、それぞれの説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市議会令和5年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告イ、久喜市議会令和5年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の18ページをお開きください。11月定例会議へ上程された議案のうち、教育委員会に係る議案につきましては、久喜市議会の議案番号第36号、第52号、第54号、第57号、第64号、第65号の合計6件でございます。この議案6件につきましては、議案第52号が令和5年11月28日の議会本会議初日に、それ以外の5件が令和5年12月22日の議会最終日におきまして、全て原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、久喜市の「休日の部活動」地域移行に係る基本方針についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 教育長報告ウ、久喜市の「休日の部活動」地域移行に係る基本方針について報告させていただきます。

19ページを御覧ください。令和4年12月、国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとの考えが示されました。このガイドラインを受け、久喜市の休日部活動地域移行に係る基本方針を策定し、この方針に従い地域移行に取り組んでいくことについて報告するものでございます。

内容についてでございます。1、中学校部活動地域移行のコンセプト、生徒が主役の部活動改革、地域の子どもは地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、活動の最適化を図ることを目指すものです。

2、基本方針は、令和8年度から休日における部活動をすべて地域クラブ活動等に移行する、学校管理下における休日の部活動は原則として行わない、としており、令和7年度までにその体制整備を計画的に進めていくものでございます。

3、地域移行の方向性では、令和7年度までの取組を、(1)可能なところから速やかに地域クラブ活動・地域連携を進める、(2)生徒の選択肢を広げる活動を進める、(3)平日はこれまでどおり部活動として継続する、としました。

4では、部活動の現状と課題を、5では地域移行の目的を示しました。

6では、実証事業により進めている令和5年度時点の地域クラブ活動状況等について示しました。

7では、令和8年度に休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行することに向けた具体的取組の計画を示しております。今後、この基本方針を学校を通して生徒、保護者にお示しするとともに、市のホームページ等で広く周知してまいります。

以上が基本方針についての報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 2の基本方針におきまして、令和8年度から全てのクラブを地域クラブ活動に移行するとしておりますが、令和8年度とした根拠は何なのか教えてください。

あともう一点ですが、学校管理下における休日の部活動は原則として行わないとしておりますが、新聞等での教員へのアンケートなどを見ますと、一定の割合で部活動の指導を希望する教員もいるようです。また、適当な地域の指導者が見つからない場合もあるかと思ひます。こうした場合、教員による部活動を認めるのか、また、教員が指導した場合、学校管理下とするのかしないのか、その点についての考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 2点ご質問をいただきました。

まず、令和8年度とした根拠でございますが、先ほども申し上げましたとおり、国のガイドラインが示されておまして、その中に令和8年度という言葉が出ておりますので、それに基づいて行いたいと考えております。また、埼玉県においても令和8年度からということで、1月中には基本方針が出る予定と聞いておまして、令和8年度が国全体の動きということで捉えられておりますので、久喜市でもそのように取り組んでいきたいと思っております。

また、2つ目の休日における部活動を行わないことについて、特に教員の部活動を認めるかという点なのですけれども、今後教職員の兼職兼業ということも検討していかねばならないと思ひます。それは部活動ではなく、地域クラブとして立ち上げ、兼職

兼業というような形で、部活動をやりたいという気持ちのある教職員にその力を発揮していただきたいというところで、今現在検討しているところです。その場合については、あくまで地域クラブ活動ということですので、学校管理下外と捉えているところです。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 休日は行わないということになりますと、今後地区の大会などはどういう方向性になっていくのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） これも今後各学校であるとか、また地域のご指導をいただいている方と相談をしながらということになりますが、中学校の部活動だけではなくて、地域クラブも大会に出られるという動きは行っておりますので、地域クラブで活動している子はそちらで大会にも出られる方向も見えております。ただ、平日の部活動の意味ということも今までとは少し変わってくる可能性もあると思っておりますので、関係各所と連絡を取りながら、注意深く見ていきたいと思っております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。ほかにございますか。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 部活動が今まで子どもたちの体力の向上にも努めていたと思うのですが、そういった機会がなくなった場合、体力の向上について衰退してしまう危険性があるのかなと思うのですけれども、そういった懸念はあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 今多くのお子さんが部活動で体づくりということもしていると思いますが、一方で、入らなければならないというところで部活動に入っているお子さんもいなくもないかなといったところがあります。体力づくりというところではありますが、学校教育で支えるべきところは、やはり授業で全て子どもたちを見届けるというのが大原則になっていて、心配なところは学校の体育授業というものもありますので、そちらで支えていくということも今後検討していかなければいけないかなと思っております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。この方向で進めさせていただきます。

続きまして、教育長報告エから、議案第1号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時14分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） それでは、エ、久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明申し上げます。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

○教育長（柿沼光夫） 次の教育長報告カにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては一時退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時18分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） それでは、カ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

〔非公開案件につき省略〕

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時23分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第1号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第1号を上程し、これを議題といたします。
議案書の1ページを御覧ください。議案第1号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆） 議案第1号 令和6年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取
についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
久喜市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和
6年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので、議決を求めるものでご
ざいます。
議案の内容につきまして、各担当課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（甲田栄二） 議案第1号 令和6年度久喜市一般会計予算（案）に係る意
見聴取についてご説明させていただきます。
このたびの予算案につきましては、2月13日に開会予定の久喜市議会2月定例会議に
提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規
定に基づき、教育費に係る部分につきまして、梅田市長より意見聴取の諮問がありました
ことから、本会議におきまして議案として提出させていただいたものでございます。
それでは、別冊の令和6年度久喜市一般会計予算を御覧いただきたいと存じます。初め
に、久喜市全体の令和6年度予算の概要についてご説明いたします。
予算書の12ページをお開きください。令和6年度の一般会計予算の歳出総額は609億
6,800万円でございます。令和5年度と比較しますと85億400万円、16.2%の増となっ
ております。このうち教育費につきましては、96億7,921万8,000円で、歳出総額に占
める割合は15.9%でございます。また、前年度比50億213万円、106.9%の増となっ
ております。
続きまして、各所属所における令和5年度当初予算の概要について、所管課ごとに順次
ご説明させていただきます。時間の関係もございまして、この場におきましては新
規事業や前年度比較で大きく増減のあった事業、既存事業で新たな取組が含まれている
事業等についてご説明いたします。
なお、令和6年度組織機構改革に伴い、予算書上の所管課名が一部変更となっている部
分がございますが、現在の所管課においてご説明させていただきます。
それでは、初めに教育総務課分でございます。予算書の304ページを御覧ください。2
項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、予算額18億6,898万3,000
円のうち、18億6,769万6,000円が教育総務課分でございます。前年度比14億1,199

万円の増額でございます。主な増額の内容は、305 ページに記載しております修繕料、次に 307 ページ及び 309 ページに記載しております久喜小学校、青葉小学校、江面小学校、栢間小学校、砂原小学校の 5 校の外壁改修のための設計業務委託料や、現在外壁改修の設計を行っている太田小学校、清久小学校、久喜東小学校、久喜北小学校、菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校の 7 校の外壁改修工事費、同工事施工監理業務委託料、311 ページに記載しております本町小学校、青葉小学校、久喜北小学校、菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栢間小学校、栗橋小学校の 8 校の防火シャッター改修工事費、また同工事の施工監理業務委託料などでございます。

続きまして、312 ページ及び 313 ページを御覧ください。3 目学校建設費、事業名 1、小学校耐震化整備事業、予算額 6,834 万 9,000 円、前年度比 2,204 万 1,000 円の増額でございます。内容は、本町小学校、久喜北小学校、青毛小学校、久喜東小学校の屋内運動場非構造部材改修工事費、同工事の施工監理業務委託料及び小林小学校、三箇小学校、栢間小学校、上内小学校の屋内運動場非構造部材改修工事設計業務委託料でございます。

次に、事業名 2、小学校大規模改造事業、予算額 4 億 2,647 万 9,000 円、前年比 2 億 5,256 万 7,000 円の増額でございます。内容は、栗橋小学校校舎の大規模改造工事第 3 期及び桜田小学校校舎の大規模改造工事費、同工事の施工監理業務委託料でございます。

続きまして、314 ページを御覧ください。3 項中学校費、1 目学校管理費、事業名 2、中学校維持管理事業、予算額 11 億 7,273 万 4,000 円、前年度比 9 億 3,333 万 7,000 円の増額でございます。主な増額の内容は、315 ページに記載しております修繕料、次に 317 ページに記載しております栗橋東中学校の外壁改修のための設計業務委託料、次に 315 ページ及び 317 ページに記載しております現在外壁改修の設計を行っている久喜中学校、久喜南中学校、久喜東中学校、菖蒲中学校、鷲宮中学校の 5 校の外壁改修工事費、同工事の施工監理業務委託料、久喜中学校の屋上防止改修や防火シャッターの改修工事費、同工事の施工監理業務委託料などでございます。

続きまして、318 ページ及び 319 ページを御覧ください。3 項中学校費、3 目学校建設費、事業名 1、中学校大規模改造事業、予算額 3 億 1,352 万 8,000 円、前年度比 1 億 1,276 万円の増額でございます。内容は、栗橋西中学校校舎の大規模改造工事費、同工事の施工監理業務委託料でございます。

次に、事業名 2、中学校屋内運動場空調設備整備事業、予算額 4,620 万円の皆増でございます。現在発注の準備を進めております中学校 10 校の屋内運動場に空調設備を設置するための設計業務委託料 6,600 万円のうち、昨年 11 月補正で予算措置された前払い金等の 30%、1,980 万円を除いたものでございます。

以上が教育総務課で所管する事業の概要説明でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 続きまして、議案第 1 号のうち、現在学務課が所管する部分の主なものにつきましてご説明をいたします。

予算書の 296 ページ、297 ページをお開きいただきたいと存じます。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、事業番号の 12、(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業、予算額 15 億 5,570 万 8,000 円、前年度比 14 億 5,409 万円の増でございます。こちらは、鷺宮西中学校区における義務教育学校の開校に向けた整備等に要する費用でございます。令和 4 年度及び令和 5 年度に引き続き校舎増築工事の設計業務委託を実施するほか、増築校舎の建設工事費として 11 億 5,083 万 4,000 円、こうした工事に係る費用を計上しているものでございます。

次に、298 ページ、299 ページをお願いいたします。一番下になりますが、3 目教育指導費、事業番号の 8、児童生徒安全事業、予算額 3,679 万 3,000 円、前年度比 542 万 3,000 円の増でございます。増額の主な理由でございますが、学校遊具や防犯カメラに不具合が生じた場合、緊急に対応するための修繕料として 178 万 9,000 円を計上したこと、また遊具等設置工事費の増などでございます。

次に、少しページ飛びまして 322 ページ、323 ページをお願いいたします。4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、事業番号 4、幼稚園管理事業、予算額 1,494 万 4,000 円、前年度比 895 万 1,000 円の減でございます。減額の主な理由でございますが、今年度令和 5 年度に実施いたしました中央幼稚園の屋上防水シートの全面的な改修、こちらが工事費 1,036 万 2,000 円でしたが、こちらが改修が完了したことによる減額などがございます。

次に、324 ページ、325 ページをお願いいたします。4 項幼稚園費、1 目幼稚園費の事業番号 8、子育てのための施設等利用給付事業、予算額 5,977 万 6,000 円、前年度比 920 万 2,000 円の減でございます。減額の主な理由でございますが、令和 6 年度の支給対象者につきましては、実績等から延べ 2,532 人と見込んでおりまして、令和 5 年度の支給対象見込み者数、延べ 2,964 人よりも支給対象者数の見込みが減ったことから、予算額を減としたものでございます。

学務課からは以上でございます。

○教育長(柿沼光夫) 学校給食課長。

○学校給食課長(小林喜則) 続きまして、学校給食課所管分の主な事業についてご説明いたします。

予算書 344 ページ、345 ページをお開きください。10 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食費、事業番号 5、学校給食運営事業、予算額 12 億 1,671 万 7,000 円、前年度比 884 万 8,000 円の増でございます。主な内容は、学校給食食材を購入する賄い材料費などの需用費や調理、配送、配膳業務の委託料などでございます。増額の主な理由は、学校給食審議会から答申のありました給食費の約 12% 引上げ分について、市で負担することに伴う賄い材料費の増額や学校給食の公会計化に伴うシステム導入によるものでございます。

次に、一番下の事業番号 8、学校給食センター空調設備改修事業でございます。予算額 6,579 万 3,000 円、前年度比皆増でございます。内容は、令和 5 年 1 月に発生した空調設

備の凍結破損が再び起こらないよう、凍結防止対策工事に係る工事請負費及び同工事の施工監理業務委託料でございます。

学校給食課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 指導課における大きく増減のある事業、新規事業を中心に説明いたします。

初めに、294 ページ、295 ページを御覧ください。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、5、学校W A N維持管理事業です。令和 5 年度当初と比べ 3 億 9,806 万 7,000 円の増です。主な理由は、教職員の校務用端末等の更新によるものです。教職員用パソコン機器更新やライセンス購入、I C Tサポート支援員委託に係るものです。

次に、298 ページ、299 ページを御覧ください。1 項教育総務費、3 目教育指導費、6、校内教育支援センター事業です。新規事業 8 万 4,000 円です。不登校もしくは不登校傾向の生徒に対し、学習支援等を実施するために各中学校に校内支援センターを設置、運営するために計上したものです。

次に、300 ページ、301 ページを御覧ください。1 項教育総務費、3 目教育指導費、9、教育活動補助事業です。令和 5 年度当初と比べ 410 万 4,000 円の増です。主な理由は、小・中学校音楽会や小学校陸上大会等における貸切りバスに係る運賃改正に伴い 125 万 4,000 円の増、部活動等で全国大会等に参加する際に、交通費宿泊費等を補助する小・中学校児童生徒大会参加補助金 180 万円の増、英語検定受験料補助金 94 万円の増によるものです。

次に 302、303 ページを御覧ください。1 項教育総務費、3 目教育指導費、15、プール授業外部委託事業です。令和 5 年度当初と比べ 534 万円の増です。主な理由は、令和 5 年度まで久喜南中学校で実施していたプール授業外部委託を、久喜中学校、久喜東中学校においても実施するものです。各学年 4 回、1 回 70 分の実施を計画しております。

次に、同じく 302 ページ、303 ページです。1 項教育総務費、3 目教育指導費、16、小・中学校指導書等整備事業です。令和 5 年度当初と比べ 2,856 万円の増です。中学校教科用図書の改訂に伴い、教師用教科書及び指導書の整備に要する費用となります。

次に、304、305 ページを御覧ください。1 項教育総務費、3 目教育指導費、18、共同オンライン分教室事業です。令和 5 年度当初と比べ 133 万 2,000 円の増です。不登校児童生徒に向けた支援の一環として、メタバースライセンス料経費 46 万 2,000 円、A Iドリル教材の使用料 85 万 8,000 円等を計上したものです。

次に、同じく 304 ページ、305 ページです。1 項教育総務費、3 目教育指導費、19、部活動地域移行推進事業です。令和 5 年度当初と比べ 420 万 5,000 円の増です。休日の地域クラブへの移行を進めるため、指導員を増員、クラブの移行に関する業務委託料 99 万 7,000 円の増によるものです。なお、今後国から示される詳細な事業内容に合わせて、増額が変更になる可能性がございます。

次に、310 ページ、311 ページを御覧ください。2 項小学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業です。令和 5 年当初と比べ 1,964 万 9,000 円の増です。モバイルバッテリー138 万 6,000 円の増、小学校の児童及び教職員用の学習者用端末、大型提示装置等の修繕料 2,274 万 1,000 円の増、OA 機器設置事業業務 297 万 6,000 円の減、機器の再リースライセンス料 101 万 5,000 円の減が主な理由となります。

次に、318 ページ、319 ページを御覧ください。3 項中学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業です。令和 5 年度当初と比べ 1,770 万 5,000 円の増です。モバイルバッテリー66 万円の増、中学校の生徒及び教職員用の学習者用端末、大型提示装置等の修繕料 1,426 万 3,000 円の増、OA 機器設定業務 51 万 8,000 円の減、機器のリース料 384 万 9,000 円の増が主な理由となります。

指導課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） それでは、生涯学習課所管分のご説明をさせていただきます。

328、329 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業名 8、いきいき活動センターしずか館管理事業でございます。今年度予算額 255 万 3,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 618 万 5,000 円の減額となっております。こちらにつきましては、先般ご審議いただいたとおり、しずか館の貸し館のほうを終了となっております。来年度につきましては、それ以外の維持管理経費、業務委託等、館の管理に伴う委託料が含まれて減額となっております。

次の 9、文化振興事業、10、文化団体補助事業につきましては、来年度以降新設されまじ文化振興課のほうに所管が代わる形になってございます。事業内容につきましては、主な変更点はございません。

次の 11、いきいき活動センターしずか館解体事業でございます。今年度予算額 1 億 1,424 万 5,000 円、これは丸々の新設でございます。こちらにつきましては、債務負担行為を同時に上程させていただいておりまして、資料 7 ページのほうに上から 4 番目でございますけれども、いきいき活動センターしずか館解体工事として、令和 6 年から令和 8 年度までとして 2 億 9,920 万円の債務負担行為をさせていただいてございます。

続きまして、334、335 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項社会教育費、4 目人権教育費でございます。そのうち事業 4、内下集会所解体事業でございます。内下集会所につきましても、今年度解体工事を実施いたしまして廃止となりますことから、事後の家屋調査の委託料のみ計上してございまして、予算額が 263 万 8,000 円、前年度比較いたしまして 416 万 6,000 円の減額となっております。

続きまして、336、337 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項社会教育費、5 目図書館費、2、図書館管理運営事業でございます。今年度予算額 3 億 7,865 万 6,000 円、前年度と比較いたしまして 1 億 2,618 万 3,000 円の増となっております。こちらにつ

きましては、今年度指定管理者替えを行いまして、実際には指定業者、今年度と同様の同じ事業者さんでございませけれども、様々な事業を増加させること、人件費の増、それから電気料、維持管理料の増を見込んでございませ。それから、工事請負費といたしまして、中央図書館の場内外構工事、でこぼこの部分を直したり、またLED照明の改修工事などを実施する関係から増加しております。また、今まで電算委託料を本市のほうで発注をしてございませけれども、来年度からは指定管理者のほうに発注を全て委託するという形になってございませるので、そのような理由で増えているところでございませ。

続いて、3の桜田コミュニティセンター内の図書コーナー開設準備事業といたしまして1,025万円、こちらにつきましては、イオン跡地にヤオコーの東鷲宮店が出店する予定になってございませけれども、その2階部分に複合施設としてコミュニティセンターを設置するという形になってございませ。その中に図書コーナーを設置するということになってございませして、そちらに対する費用となっているところでございませ。

生涯学習課からは以上でございませ。

○教育長（柿沼光夫） 公民館事業推進室長。

○公民館事業推進室長（冨澤均仁） それでは、生涯学習課のうち公民館事業推進室に係る部分につきまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思ひませ。

資料の328ページ、329ページを御覧いただきたいと存じませ。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館事業推進費、事業番号1、職員給与費でございませ。職員給与費のうち、3節の職員手当等のうち時間外勤務手当についてが公民館事業推進室所管となりまして、来年度予算額453万円、増減額としましては352万3,000円の増、349.9%の増となります。こちらにつきましては、今年度公民館事業推進室が新設されて事業を実施していく中で、体育祭関係に関しまして休日夜間の市民の皆様との会議等が多数組まれていることが発覚しまして、今年度その分が増額になったという形でございませ。

続きまして330ページ、331ページを御覧いただきたいと存じませ。5項社会教育費、2目公民館事業推進費の大事業3、公民館事業推進事業でございませ。こちらにつきましては、今年度予算額221万4,000円、68万円の増額となっております。こちらにつきましては、公民館の廃止に伴いまして全国公民館総合補償保険料につきまして、加入を一回やめたところでございませけれども、公民館事業を実施するに当たりまして保険は必須ということでございませるので、改めて令和6年度から加入し直すということで、こちらの費用として計上させていただいたものでございませ。

続きまして、次の事業番号4、市民体育祭事業でございませ。こちらにつきましては、今年度予算額430万5,000円、42万3,000円の増額でございませ。市民体育祭を実施するに当たりまして、今年度半日開催が主に行われたところでございませけれども、来年度以降一日開催を見込みまして役員の方々の昼食代を見込んだものでございませ。

公民館事業推進室につきましては以上でございませ。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 続きまして、文化財保護課が所管する令和6年度一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の資料336ページ、337ページを御覧ください。10款教育費、5項社会教育費、6目文化財保護費でございます。目全体につきましては、令和6年度の当初予算額が1,173万3,000円に対しまして前年度予算額が929万9,000円で、243万4,000円の増でございます。

次に、増減がありました事業につきまして、その概略をご説明させていただきます。事業番号1、文化財保護業務経費につきましては、4万1,000円の減でございます。減の理由でございますが、旧菖蒲学校給食センターの建物損害保険料の皆減によるものでございます。

事業番号2、文化財保護事業につきましては、80万円の増でございます。増の主な理由でございますが、久喜市の歴史と文化財シリーズ、既に1、2と刊行しておりますが、その続刊であります3を刊行するための予算を新たに措置したことなどによるものでございます。

続きまして、338ページ、339ページを御覧ください。事業番号3、埋蔵文化財保護事業につきましては、10万円の増でございます。増の理由ですが、埋蔵文化財試掘調査業務委託料の単価及び調査回数が増によるものでございます。

事業番号4、市指定文化財吉田家水塚運営事業につきましては、5万3,000円の減でございます。減の主な理由ですが、消耗品費及び修繕料の皆減などによるものでございます。

事業番号5、郷土資料館管理事業につきましては、2万1,000円の増でございます。増の主な理由ですが、電話料の単価の増などによるものでございます。

事業番号6、郷土資料館運営事業につきましては、41万4,000円の増でございます。増の主な理由ですが、印刷製本費の皆増などによるものでございます。

事業番号7、郷土資料館特別展事業につきましては、7万5,000円の増でございます。増の主な理由ですが、消耗品費及び委託料の増によるものでございます。

事業番号8、本多静六博士顕彰事業につきましては、皆増でございます。増の主な理由でございますが、令和6年度の機構改革に伴い、これまで市長部局の企画政策課で所管していた事業が当課に引き継がれることによるものでございます。

簡単ではございますが、文化財保護課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第1号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、5点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、302、303、教育総務費の事業番号15のプール授業外部委託事業についてお尋ねします。令和6年度の予算は、5年度と比べまして3倍強に増えております。中学校が2校加わるということですが、今後もこの外部委託を増やしていく予定なのかどうか、小学校を含めて、その辺の考え方をお伺いいたします。

2点目です。304、305 ページの小学校費、事業番号2の小学校維持管理事業については、令和6年度は5年度の約4倍の予算、また314、315 ページの中学校費の中学校維持管理事業につきましては、同じく約5倍の予算が計上されております。これは児童生徒の安全対策を重視した予算編成だというふうに理解いたします。担当課の職員の人数も増えまして、事業への対応が順調に進んでいると思いますが、しかしこれだけの事業を推進していくということは大変なことだと思います。そこで、2つほどお願いしたいと思えます。1つ目は、事務のをおろそかにしないでいただきたいということ。2つ目は、担当職員に負荷がかかり過ぎないように、健康管理にも十分留意していただきたいということです。この2点目は意見であります。

3点目は、336 ページ、337 ページ、社会教育費の図書館費、事業番号3の桜田コミュニティセンター内図書コーナーの開設準備事業につきまして、新規事業ということで約1,000万円の予算が計上されておりますが、この図書コーナーの蔵書数ですとか、あるいは運営主体、これは指定管理者が行うのかどうなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

4点目です。同じく336 ページ、337 ページの社会教育費、文化財保護費の事業番号2の文化財補助事業のうち、印刷製本費が115万5,000円計上されております。今度3番の印刷をするんだというようなお話でしたが、その内容について教えていただきたいと思えます。

最後に、5点目ですが、338、339 ページ、同じく文化財保護費の事業番号8の本多静六博士顕彰事業につきましては、印刷製本費が75万9,000円計上されております。この内容について教えていただきたいと思えます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） それでは、順次答弁をお願いしたいと思います。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） まず、1番のプールの外部委託というところがございますが、来年度3校ということで考えているところです。こちらについては、中学校の施設の老朽化が見られ、プールが使えなくなった場合は、修理ではなく外部委託を検討するというので決められておまして、それに基づき実施をしていきます。中学校においては、老朽化が見られ、プールの実施が難しい場合、市営のプールの活用も検討しながら進めているところです。小学校については、現在21校プール実施ができているということです、継続して見守っていききたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 2点ほどご意見をいただきました。

まず、1点目の事務手続について、これまでも事務手続についてはなるべくおろそかにしないようにということで、課内の複数の職員でチェックをしているというところがございます。先ほど委員さんからお話があったとおり、職員も数か月でかなり増えておりま

して、多くの手で今事業のほうを進めておりますので、そういった中でチェック機能を働かせながら、事務のほうを進めていきたいと考えております。

2点目、担当職員の負荷、健康管理の件でございます。大変業務量が増えておりまして、当課の担当職員もかなり忙しくしておるのですが、一人で抱え過ぎないように分担したりですとか協力したりなど、チームとして事務を進めていくということでそれを念頭に今事業に取り組んでおります。職員一人一人の健康管理について、これからも注視して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 桜田コミュニティセンター図書コーナーでございます。

こちらにつきましては、複合施設内に図書コーナーを設けるといって形で予定をしております。清久コミュニティセンターであるとか、そういったところのように部屋を用意するというのは非常にスペース的に難しい、コミュニティセンターと同様に仕切ることがちょっと難しいということで、名称を図書コーナーというようにさせていただいております。ただし、コーナーであっても図書館としての機能、貸出し、それから返却、そういったものは当然行えるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。自動貸出機であるとか、できれば自動返却機のほうも置かせていただきたいなということで今検討を進めてございます。

運営管理につきましては、実際の事務に関しましてはコミュニティセンターの職員のほうに代行をしていただくという形を予定しております。これは各コミュニティセンターでやっていることと、こちらも大きな変更はございませんが、自分で貸出しのできるような、そういうシステムを工夫してまいりたいというふうに考えてございます。当然指定管理者の運営委託料のほうに、新規分もシステムとしてのせてございますので、各コミュニティセンターと同様のサービスを行うことが可能となっております。そちらは委託料の中に含まれていますので出てこないのですが、約1,000万ほどが入っています。図書システムが350万円、図書購入費として700万円、蔵書数でございますが、約5,000冊を予定しているところでございます。このコミュニティセンターでの開設事業につきましては、主に図書書架であるとか什器、それから閲覧テーブル等を予定しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 文化財保護課です。2点ほどご質問いただきました。

事業番号2、文化財保護事業の印刷製本費の内容につきましてですが、久喜市の歴史・文化財シリーズということで、①が栗橋地区、栗橋関所、②が鷲宮神社をそれぞれ刊行してございます。今回③といたしまして仮題ではございますが、甘棠院を予定しているところでございます。

続きまして、事業番号8、本多静六博士顕彰事業における印刷製本費の内容についてと
いうことです。こちらの予算につきましては、要求そのものは企画政策課のほうで要求し
ておりますので、うちのほうで聞いておりますのは、こちらの副読本の在庫がなくなって
きたので増版をしてほしいということで伺っているところでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 最初のプールの外部委託の関係なのですが、小学校は今までどおりに
各学校でということなのですけれども、今後やはり老朽化していくことは当然あると思
います。前もこの話題が出たときに、受け入れる施設がないというような話がありまし
たが、その辺は変わらないというか、小学校についてはあくまでも自校でそれぞれやっ
ていくという考え方なのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 受け入れ施設がなければできないというところがあるので、
これは今後の検討事項に入ってくるのかなと思うのですけれども、外部委託のよさとい
うのは専門的な指導を受けられるであるとか、維持管理といったところの負担が軽減で
きるところにあります。プールの維持管理で教職員の負担がかなり大きいということは
校長会の要望として来ております。一方で外部委託にすると、プールで外部に行くとい
うことで、移動についてはやはり負担が大きいということを知っているの、外部委託のよ
さと小学校のように学校にプールがあるよさというのは、どちらもあるのかなと思いま
す。また、民間のプール受入先というのは、多くはございませんので、そこも今後開拓し
ていかなければいけないなと思っています。

○教育長（柿沼光夫） 今後小学校は外部委託するのか、それとも自校のプールでやるのか
ということについては、現時点ではまだわからないところです。

教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 施設の維持管理ということで言いますと、学校現場としてプ
ール授業をどのように取り扱っていくかによって変わってきます。今伺っている方針で
すと、まずは外部委託は中学校からということで、小学校については引き続き自校での授
業の運営ということだと思いますので、こちらについては引き続き適切な維持管理につ
いて努めていきたいと考えています。

○教育長（柿沼光夫） 原則的にはそういう方向が現在の考え方です。よろしいですか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） では、意見としてなのですが、民間のプールを利用すれば、通年で使
えるということがあるわけですね。それから、指導も教員がしなくて済むという負担軽減
にもつながっていきますので、ある自治体によりますと、送迎も含めての外部委託のほう
が有利だと、そういう試算も出ているというのを聞いたこともあります。やはりそれは検
討課題ということで考えながら進めていただけたらということをお願いしたいと思いま

す。

○**教育長（柿沼光夫）** ほかにございますでしょうか。

山中委員。

○**委員（山中大吾）** まず、1点目ですけれども、304ページ、305ページ、こちら不登校等の生徒に対する多様な学習の場の提供に要する経費ということで、インターネット回線やライセンス使用などが上がっていきまして、メタバースを使用するというお話があったのですけれども、メタバースをどのように活用していくのか、少しお聞かせ願えればと思います。

それと、2点目ですけれども、344ページと345ページの中の8番、学校給食センターの空調設備改修事業というところで、こちら前回凍結して空調機が壊れたということで、今後対策していく予算だと思っております。現在修理して使っていると思うのですが、現段階で凍結等は起きていないのか、それともこの工事を行わないと、再度凍結してしまうのか、そこら辺を詳しくお聞かせ願えればと思います。

以上2点です。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** メタバースを利用した不登校支援ということで、現在不登校生徒のうち、学校や支援センターにつながっていないお子さんというのが数多くいらっしゃいます。何かをきっかけに学校とつながれないかといったところを模索している中で、国のCOCOLOプランで不登校支援の一つとしてメタバースを活用したということが示されておりましたので、久喜市もその方向性を探ってみながらということで実施を考えております。実は、補正予算をいただきまして、この1月からメタバースの体験会を実施することになっているのですけれども、家の中にいて、顔を出すのが苦手なお子さんが、アバターというような形で、自分と成り代わってゲーム感覚で人と関わりを持つ中で、それがきっかけの一つになればいいなと考えております。様々な可能性がある中で、まだ見えないところもありますので、研究しながら進めていきたいと思っております。

○**教育長（柿沼光夫）** 学校給食課長。

○**学校給食課長（小林喜則）** 空調設備につきましては、今部品の工場製作を進めておりまして、2月中旬から3月上旬に壊れたものは修理する予定になっております。今の対策といたしまして、寒くなる日、夕方から次の日の朝にかけて、温水を回らせていただいて、凍結を防いでおりまして、今のところ凍結というのは発生していない状況です。今後この工事によりまして、気温が一定以下になりましたら、自動的に温水を回して凍結を防止するようなことを行いたいと思っております。今については、人の手動で動かしているものを、この工事を入れることによって自動的に凍結防止対策になるというものでございます。

○**教育長（柿沼光夫）** よろしいですか。

○**委員（山中大吾）** はい。

○**教育長（柿沼光夫）** ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号 令和6年度久喜市一般会計予算(案)に係る意見聴取については、
全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
これをもちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時10分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の議案第2号につきましては、久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る意見聴取
の議案でございますが、上程する前に委員の皆様にお諮りいたします。

本議案につきましては、市長部局において実施を予定している久喜市公共施設個別施
設計画の改定に係る教育委員会所管部分についての意見聴取でございます。このことか
ら、本日は当該事務を所管する職員に質疑対応等をお願いしたいと思いますが、総合政策
部アセットマネジメント推進課主幹の本会議への出席を許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、アセットマネジメント推進課主幹の出席を許可することと決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時11分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

アセットマネジメント推進課主幹、よろしくお願ひいたします。

◎議案第2号

- 教育長（柿沼光夫） それでは、議案第2号を上程し、これを議題といたします。
議案書の2ページを御覧ください。議案第2号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第2号 久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る意見聴取に
ついてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、久喜

市公共施設個別施設計画の改定について意見を求められたので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長及びアセットマネジメント推進課主幹よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 議案第2号 久喜市公共施設個別施設計画の改定に伴う意見聴取についてのご説明させていただきます。

議案につきましては、市長部局において実施を予定している久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る教育委員会所管施設部分についての意見聴取でございます。令和6年1月10日付で梅田市長より意見聴取がありましたことから、本会議におきまして議案として提出させていただいたものでございます。

なお、詳細な内容につきましては、担当課よりご説明いたします。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課主幹、お願いします。

○総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） アセットマネジメント推進課主幹の藤本でございます。本日は、教育委員会の皆様にご意見をお聞かせいただくお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。本来であれば、アセットマネジメント推進課長が出席し、ご説明すべきところではございますが、所用がございますので課長に代わって私からご説明させていただきたいと存じます。

本日意見聴取させていただく内容につきましては、久喜市公共施設個別施設計画の一部改定についてでございます。この件につきましては、これまで令和5年6月定例会及び12月定例会におきまして、教育委員会が所管する施設についてご意見をお聞かせいただいておりますが、令和5年12月25日に開催いたしました久喜市公共施設個別施設計画検討委員会におきまして、計画全体の見直しについて答申をいただきましたので、改めて教育委員会が所管する施設につきまして諮問させていただきたいと存じます。

諮問の前に、前回令和5年12月定例会から変更した箇所がございますので、ご説明させていただきたいと思っております。配付してございます冊子の110ページを御覧ください。ページの下から2行目と3行目でございます栗橋いきいき活動センターしずか館でございます。12月定例会の時点では、令和7年度に除却という計画としておりました。一般的な公共建築物の解体工事の流れといたしましては、令和7年度に除却の工事を実施するためにはその前々年度、2年前の令和5年度にアスベストが建材に含まれているかどうかなどの調査を行いまして、その翌年、前年度の令和6年度に解体工事を実施するための設計を実施しております。

このしずか館につきましては、一般的な流れではなく、アスベストの調査、それから工事の設計、それから解体工事の実施、この3つをパッケージにいたしまして一つの発注行為で実施したいと考えております。したがって、今回の110ページのほうは令和6年度から令和8年度までの3か年で除却を実施するというように変更したところでござい

ます。12月からの変更点につきましては以上でございます。

続きまして、議案の補足説明をさせていただきます。本市では、次世代へ安全、安心かつ魅力ある公共施設を引き継ぐため、本計画の上位計画でございます久喜市公共施設等総合管理計画を推進し、施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践していくための基本方針や方向性、年次計画を定めることを目的に、令和3年3月に久喜市公共施設個別施設計画を策定いたしました。今回の一部改定につきましては、幼稚園や学校、教育系施設、図書館などといった教育委員会が所管する施設につきましても、その方向性の見直しを実施したところでございます。なお、個々の施設の見直し内容につきましては、過去2回の定例会でご説明させていただいておりますので、割愛させていただきますと存じます。

最後になりますが、この個別施設計画につきましては久喜市議会令和6年2月定例会議に改定案を議案として上程する予定で進めております。これに伴い、内容の精査をする中で、若干の修正をさせていただく可能性がございますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

久喜市公共施設個別施設計画の一部改定についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第2号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 表の見方について教えていただきたいのですが、46ページに表4-1として施設分類別の「あるべき値」とその実現に向けた床面積の削減率というのがあります。これは、今後30年かけて公共施設の適正配置を進めていくという流れですけども、この中で教育関係の給食センターのところですね、ちょうど真ん中辺になりますけども、現在面積が3,266㎡あるのが、第1期、第2期、第3期のところが数字が入ってなくハイフンになっておりまして、第4期の最終が5,831.26㎡となっておりますが、これはどのような見方になるのか、まず教えていただきたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）** アセットマネジメント推進課主幹。

○**総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健）** ご質問ありがとうございます。

大変恥ずかしいお話ではございますが、実は議案上程に当たりましてここ数日私ども職員一丸となって、この計画の見直しをしている中で、昨日この間違いを発見したところでございます。給食センターにつきましては、あるべき値を設定しておりません。でございますので、第1期、第2期、第3期にあるべき値を記載していないのですが、第4期に5,831.26と記載してしまっている、これが誤記となっております。先ほどご説明の中でも申し上げましたとおり、若干の修正をさせていただきたいという部分の一つがこちらになっているところでございます。大変申し訳ございません。

○**教育長（柿沼光夫）** 渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 改めて伺います。このハイフンになっているというのは、これは面積

は当然入っていないわけですが、それ自体はどういう意味なのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課主幹。

○総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） まず、この計画の中では、今 46 ページの表を御覧いただいているかと思いますが、その前の 44 ページ、45 ページのほうで、こういったものでこのあるべき値というものを算定しているかというようなものが記載されております。一般的には、44 ページの最初にアと書いてございまして、公的算定基準に基づく算出ということで、四角の中に事例といたしまして、例えば庁舎であれば起債許可標準面積算定基準、これは総務省が持っておりますが、こういったものの中で、利用者 1 人当たりの最低の面積ですとか、職員 1 人当たりの面積ですとか、そういったものが定められておりますので、そういったものから算定すると、実際久喜市の規模だとこれぐらいの面積があるべき値だろうというのを計算しております。実際には、現在本計画策定時にこれだけの面積を持っておりますので、これを削減してあるべき値の値に近づけていきたいというような形で計画を作っております。

このアの公的算定基準に基づく算出以外にも、イのほうで同規模自治体、久喜市人口 15 万人の規模の自治体と同規模の自治体で全国の中で、どの程度同じような施設を保有しているかということ进行调查してございまして、その調査した数値に基づいてあるべき値を算定するということをしております。

それ以外にも、45 ページのウのほうで各種施策の進展と諸調整ということで、これも四角の中に例えば老人福祉法におきまして、老人ホームですとか老人福祉センターを自治体のほうは設置することができるという規定がございまして、設置は市町村の政策判断に委ねられていて、義務ではございません。そういったものの施設を設置していくかどうかということ、この 3 つの基準に基づいてあるべき値というのを算定しているのですが、これに当てはまらないようなものというのは、あるべき値を算定するのがなかなか難しいというところで、この 45 ページの表の中ではハイフンとなっている施設というのは、この計画策定時にはあるべき値を定めることができなかつたというように整理しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。それがそれぞれの計画終了時の面積の合計欄のところに入っていないというのは、そういったことがあるため各計画年度の終了時の面積が入っていないということなのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課主幹。

○総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） 今のご質問に答えられているかどうかですが、この計画の 113 ページを御覧いただきたいと思っております。先ほどの 46 ページの表では、それぞれの分類の施設のあるべき値というのをこういうふうに決めましたよというのが一覧になっているものでございまして、この 113 ページはそのあるべき値に対しまして実際に本計画を進めた場合に、第 1 期、第 2 期、第 3 期、第 4 期、それぞれ

の各期の末、満了時に実際どの程度の面積になるのかというのを記載しているものでございます。先ほど誤記の説明をさせていただいたところではございますが、ここの数字を昨日チェックしている中で給食センターに関しましてはあるべき値がないのに、突然第4期のところに出てきてしまっておるということで気づきまして、46ページのほうも直さなければならないということが判明したところでございます。大変申し訳ございません。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る意見聴取については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

アセットマネジメント推進課主幹におかれましては、本会議にご出席をいただきましてありがとうございます。ここでご退席をお願いいたします。

○総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休 憩

午前11時26分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第3号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第3号を上程し、これを議題といたします。

議案書4ページを御覧ください。議案第3号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第3号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 生涯学習課でございます。それでは、お手元の議案書

4 ページから 5 ページ、また議案参考資料の 1 ページをお開きください。

議案第 3 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館につきましては、教育委員会令和 5 年 9 月定例会でご議決いただきましたとおり、施設の廃止及び解体に向け、令和 6 年 3 月 1 日から会議室及び体育館の貸出しを停止いたします。このことにより、施設管理人が不在となりますことから、貸出しを継続する運動場の利用受付方法を変更するため、久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正するものでございます。

これまで施設管理人が行っておりました利用受付等の事務を栗橋総務管理課、栗橋中央コミュニティセンターの職員にお願いする形になることから、補助執行をお願いするものでございます。

以上が議案第 3 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 3 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 4 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 4 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。議案第 4 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 4 号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてにつきましては、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 議案書 7 ページをお開きいただきたいと思っております。今回の改正の概要は、育児休業等に係る文言の追加及び様式等の整備、高齢者部分休業の承認等に係る規定の整備及び様式等の追加、その他規程の整備でございます。

議案参考資料 2 ページを併せて御覧ください。参考資料 2 ページ、第 10 条 6 項、7 項は、内容に合わせて順番を入れ替えしたものです。

第 18 条、育児休業等について地方公務員法、育児休業等に関する法律の一部の改定に伴い、文言を追加したものです。

参考資料 4 ページ、第 22 条の 5、高齢者部分休業の承認申請、第 22 条の 6、高齢者部分休業の変更承認等の申請については、地方公務員法第 26 条の 3 の規定により、高齢者部分休業が導入された趣旨を踏まえ、条文を加えたものです。

参考資料 7、8、9 ページは、育児休業承認請求書、育児短時間勤務計画書の様式の文言を追加する変更、10 ページ、11 ページは高齢者部分休業承認申請書を追加したものです。

また、その他条文の項、号のずれを訂正いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 4 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 久喜市立小・中学校教職員服務規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 5 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 5 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 18 ページを御覧ください。議案第 5 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 5 号 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱についてにつきまして、提案理由の説明させていただきます。

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 5 号 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱についてご説明をいたします。

議案書の 19 ページをお開きいただきたいと存じます。この要綱は、私立幼稚園の給食に係る食材費等の経費が高騰していることを踏まえ、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国から交付される交付金を活用いたしまして久喜市内の私立幼稚園 1 園に対しまして、給食費の保護者の負担増を防ぐための給付金を給付するた

めの要綱でございます。

なお、本事業の実施に必要な予算につきましては、久喜市議会令和5年11月定例会議におきまして補正予算を提出し、議決をいただいております。

それでは、実施要綱についてご説明をいたします。

まず、第1条でございます。保護者の負担増を防ぐために実施するという本事業の趣旨を規定するものでございます。

次に、第2条及び第3条でございます。この告示における幼稚園の定義及び給付対象者を規定するものでございまして、市内の私立幼稚園1園が対象となるものでございます。

次に、第4条でございます。園児1人当たり500円の給付額とし、当該金額に人数と支給対象期間である3か月を乗じた額を給付することを規定するものでございます。

次に、第5条及び第6条でございます。申請に必要な書類を規定するとともに、給付の額の決定について申請者に通知することを規定するものでございます。

次に、第7条でございます。給付の条件として、ここに掲げる第1号から第3号までを規定するものでございます。

次に、第8条でございます。給付金の請求の方法について規定するものでございます。

次に、第9条及び第10条でございます。申請に際し、偽り等があった場合は支給決定を取消し、給付金の返還を求め、また必要がある場合は申請者に対して調査を行うことができることを規定するものでございます。

次に、第11条でございます。この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることを規定するものでございます。

次に、附則の第1項でございます。この告示は交付の日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、本事業は国の交付金を活用した限定的な事業でありますので、時限措置といたしまして令和6年3月31日限りで、本告示の効力が失われることを規定するものでございます。

なお、次の22ページから24ページまで、本告示における各種様式を規定しております。

以上が議案第5号 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第5号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 今の説明の中で、対象となる幼稚園は1園ということですが、差し支えなければその幼稚園の名前と、それと対象となる園児の数でしょうか、それを教えていただきたいのと、あとこの単価の500円というのは、国から示された単価ということでしょうか。お願いします。

○**教育長（柿沼光夫）** 学務課長。

○**学務課長（関口智彰）** ご質疑にご答弁申し上げます。

まず、園の名称でございますが、栗橋でございます栗橋白百合幼稚園、実際に今久喜市内にある幼稚園のうち、認定こども園に移行していない園としては白百合幼稚園1園だけでございますので、結果として私どものほうで所管するのが白百合幼稚園1園だけという形になります。なお、ほかの認定こども園、それと保育園につきましては、保育課のほうで同様の要綱を制定いたしまして、そちらのほうから給付をするという形になってございます。

それから、対象者の人数でございますが、予算積算上では75人という形で一応積算しております。こちらについては、園にあらかじめ確認いたしまして、今70人程度の幼稚園児がいるということで、若干私どもが確認した後、増減があった場合にも対応できるように75人という形にしておりますが、実際の給付に際しては1月1日時点ということで申請をいただいて、その人数に応じた金額を給付させていただくというところでございます。

それから、最後に金額1人当たり500円の根拠というところでございます。こちらにつきましては、先ほど申しあげました保育園等に給付するものと単価を合わせているというところがあるのですが、この500円につきましては埼玉県のほうで示された単価になります。主に県南のほうを調査した結果らしいのですが、幾つかの保育園、幼稚園で食材がどの程度上がっているか、その上昇率を計算して、給食費の単価に上昇率を掛けると大体1か月当たり500円ぐらい上がっているの、県のほうの基準単価としては500円を使いますということが示されております。保育課と協議いたしまして、久喜市でもこちらの単価を使うべきであろうという結論に至りましたので、1人当たり500円という設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 給食費ということで、保育園などはその場所で作っているの、単価が上がっているというのは分かりますが、白百合さんは以前はお弁当だったので、作ってはいないと思うのですが、それでも対象になるということでしょうか。これは幼稚園に入るもので、各家庭に行くものではないということですよ。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 委員さんがおっしゃるとおり、こちらにつきましてはご家庭に配付するものではございませんで、このお金を園に支給いたしまして、その給付金を原資にして保護者からいただいている給食費の負担増というのをしないでくださいという趣旨のものでございます。

白百合幼稚園さんで調理しているかどうかというところについては、私どもの担当が確認したところでは、調理室があって、調理する業者さんに委託をしているため、業者さ

んが来て調理しているというように話は伺っておりますが、そこについては改めて確認いたします。

- 委員（小野田真弓） すみません、私も古い情報ですので確認お願いします。
- 学務課長（関口智彰） いずれにしても、そこにかかっている費用が上がるようであれば、保護者の負担額を取り除く、増加を抑制するという趣旨で給付させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。
- 委員（小野田真弓） はい。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎協議事項 ア

- 教育長（柿沼光夫） 日程第5、協議事項でございます。
それでは、ア、第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）についての協議事項につきまして、教育総務課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

- 教育総務課長（甲田栄二） 協議事項ア、第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）につきまして、別冊の第3期久喜市教育振興基本計画令和6（2024）年度実施計画（素案）を御覧いただきたいと存じます。

久喜市教育委員会では、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市教育振興基本計画で定めた施策や取組について具体的内容を示す実施計画を毎年度策定しております。このたび第3期久喜市教育振興基本計画令和6年度実施計画（素案）を作成いたしましたので、協議事項として提出させていただきました。

本日の協議において委員の皆様からご意見をいただき、その内容を踏まえまして事務局で検討した後、次回の2月定例会に議案として提案させていただきたいと考えております。議決後は、市議会議員への配付、ホームページによる公表を実施する予定でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、実施計画の内容についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。実施計画の概要でございます。1、実施計画の目的といたしまして、第3期久喜市教育振興基本計画に定められた基本目標及び施策を達成するた

め、当該年度における具体的な取り組み内容を示すことにより、教育行政の効果的な推進を目指すものとしております。

2、実施計画の期間につきましては、令和6年度となります。

3、PDCAサイクルによる進行管理につきましては、年度ごとの実施計画の策定、実施計画に基づく取組の実施、実施計画の点検・評価、評価結果に基づく実施計画の見直し及び次年度の実施計画への反映という流れで進行管理を行うものとしております。

4、その他といたしまして、実施計画には第3期久喜市教育振興基本計画における施策のうち、令和6年度に実施する取組について掲載することについて記載しております。

続きまして、3ページ以降が事業計画でございます。第3期久喜市教育振興基本計画で定めた3つの基本目標、さらにその基本目標に基づく施策ごとに令和6年度に実施する取組について記載しております。全部で12施策、229の取組について記載しているところでございます。

以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの協議内容に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 3点ほどお伺いいたします。まず、4ページの社会人権教育指導者養成講座の参加者数についてなんですが、目標値が304人となっております。これは、久喜総合文化会館の小ホールの定員を書いているのかと思いますが、その定員は実際には車椅子というのがあと4席ありまして、308席というふうな捉え方もできるわけなのですが、果たして目標の設定として部屋の定員数いっぱいということが適切なのかどうか、そこが気になったところです。

あと2点目が55ページになりまして、これは図書館サービスの充実、取組の見える化の中のレファレンスに対する利用者満足度、これにつきましては昨年11月21日の定例会の中でも申し上げたところなのですが、数字の捉え方が変わっていないようです。レファレンスサービスを利用していない人も分母に入っているから、こういう数字になったんだということでしたけれども、そもそもレファレンスというのは資料や情報を求める利用者に対して、提供されるものでありまして、その情報を求めない方を分母に加えることについてはちょっと疑問ではないかと思うところなのですが、実際図書館の基本的運営方針の中では、8割以上の方が満足である、あるいはどちらかといえば満足としているのに対し、この数字がちょっと乖離しているのではないかというふうなご指摘をいたしました。そのときの答弁は、今後調査集計の仕方について検討してまいるというものですが、どういった検討がなされたのか教えていただきたいと思っております。

最後、59ページ以降の施策3の文化財の保存、継承を通じて郷土愛を育みますの中で、令和6年度から文化振興課の所管となります本多静六博士顕彰事業については、実施計画の中には反映されていないのですが、その理由と今後の考え方についてお伺いいたし

ます。以上3点です。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** 2点、ご質問をいただきました。まず4ページの社会人権教育指導者養成講座でございますけれども、こちらにつきましては委員さんがおっしゃるとおり、満員にするということを指標として定めているところでございます。まずは参加者で会場を満員にしたいというように考えて策定したものを引き継いでいるところでございます。実際には273名というところまで令和元年度の数字が来ておりますので、引き続き参加者数について注目していきたいと考えております。

それから、先ほどご指摘いただきましたレファレンスの関係でございます。こちらにつきましては、私どもも委員さんのおっしゃるとおり疑問を持っておりまして、レファレンスを利用されていない方を分母に入れるという形は大きくずれているんじゃないかというところがございますので、基本的にはアンケート方法等を再度検討いたしまして、利用された方と利用されていない方を分けられるようなアンケートの方法を考えていきたいというように考えてございます。ただ、目標値に関しましては、既にもう定めてしまっているというところもございます。前計画と大きく差が出てきてしまうということもございますので、アンケート調査を行って、その差というのを把握しながら、この目標については引き続きこのままやっていくしかないかなというように考えてございます。次の見直しのときには、実績に応じて見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 文化財保護課長。

○**文化財保護課長（堀内謙一）** 文化財保護課でございます。1点ご質問をいただきました。

令和6年度から引き継ぐ本多静六博士顕彰事業に関しまして、今回協議させていただいている実施計画に入っていないのはなぜかということでございますが、今回令和6年度の機構改革は大きく、うちだけではなく多くで改革が進められるわけでございますが、企画政策課に確認しましたところ、今回の機構改革に伴いまして、今回協議させていただいております実施計画の上位計画に当たります例えば総合振興計画等の改定は考えていないということでございましたので、その下位にある実施計画についても特に改定は考えていないということでございます。

本多静六博士顕彰事業につきましては、総合振興計画の基本目標7、施策の方向性(3)に実施計画として既に掲載されておりますので、こちらの所管課が教育部文化振興課という形で変更になるというふうに理解、了解しているということでございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** レファレンスにつきましては、これはやはり図書館の重要なサービスでもありますし、実際運営されている職員の方に取りましても、この数字が当然独り歩きしているわけですから、職員のやりがいといいますか、実態に合わせた形でなるべく早く見直しを進めていただきたいというふうに思います。

それと、今の本多静六博士の顕彰事業の関係ですが、上位計画が変わらないから実施計画も変わらないということなのですけれども、もうちょっと柔軟に対応していくべきではないかと思うのですが、再度伺いたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） これは、文化財保護課もそうなのだけれども、幼稚園の補助執行する部分についても今後どうするのか、上位計画が変わらなければ、ずっと変わらないという考え方なのか。

学務課長。

○学務課長（関口智彰） 幼稚園業務につきましては、補助執行という形でほとんどの業務を市長部局の保育幼稚園課のほうで行うという形になりますので、実際に動かしてみないと分からないという部分もあるのですが、今の基本的な考えとしてはこうした実施計画ですとか点検・評価等、そういったものは保育幼稚園課がメインで行うものというように考えてはおります。ただ、その中で例えば来年度の教育総務課と協議して進めていくというような部分は出てくるかもしれないのですが、基本的な業務としては保育幼稚園課で行うものと現時点では考えておるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 企画政策課とも今お話をした方向で考えておったところですが、委員さんのご意見もありましたことを踏まえて、次回定例会までにまた検討させていただきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 実態と合わない計画と評価されないよう、委員さんの意見を踏まえて再度検討してください。よろしいですか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 各ページの中で見える化という数字がありますが、令和3年度、令和4年度は実績値が出ていて、令和5年度、6年度というような形で、こちらは目標値が出ていると思うのですが、例えば30ページの見える化の数字では令和4年度には68.6%を達成しています。目標値は令和5年度が64%、令和6年度は68%となっていますが、実際の値よりも目標値が低くなるということが気になります。実際にもう達成してしまった、上がっているところよりも低い目標値というのが数か所ございました。そういうところはどのようなお考えでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 令和5年度以降の目標値については、教育振興基本計画、元の計画のほうに定めがあるため、これはこのまま行かざるを得ないと思うのですが、お話の中で令和3年度、令和4年度の目標値が見えていないというところで評価がしづらいというところかと思います。こちらについては第3期計画ではなく第2期計画の期間になりますので、そちらとの内容の整合性を確認してみないと、ここに表記できるのかどう

か、そもそも目標値が設定されているのかなど、今の時点で分からないことから宿題とさせていただきます。

○教育長（柿沼光夫） 総合振興計画ではどうなっているのか。そもそも3、4年度はここに記載する必要があるのかも含めてよく検討してください。

○教育総務課長（甲田栄二） そこも含めて検討させていただきたいと思います。

○委員（小野田真弓） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご意見、ご質問なしとの声がありましたので、意見、質問を打ち切りたいと思います。

ただいまの内容を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと思います。

以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第6、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和6年2月22日木曜日、午前10時から、会場は鷺宮総合支所3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案に対しまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は2月22日木曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮総合支所3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午前11時56分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和6年1月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年2月22日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 洪 谷 克 美